

事前ヒアリングへの回答

資料番号	ページ数	実施項目	担当課	御意見等	回答
資料 3	1 1 ページ	行政区制度の運用	総務課	①市としての各区の行政上の位置づけは、どの様な形になっているか。(条例若しくは要綱等の有無を含む)	行政区とは、笠間市区長設置に関する規則（平成 2 5 年笠間市規則第 2 3 号）第 1 条において「市と地域住民との連絡を密にすることにより、地域住民の利便性の向上と効率的で円滑な行政運営を実現するため、市内の一定区域単位（以下「行政区」という。）ごとに区長を置く。」と規定されており、地域と行政を繋ぐ中間組織として、重要な役割を担っております。
				②同じく各区の役割（自治組織としての固有の役割と市業務の補完組織としての役割等について）	行政区の役割としては、行政文書の配布・回覧、行政区内の課題や意見等を取りまとめ市に要望、市が行う各種事業への支援・協力といった、市との連絡調整を行う組織であります。 一方で、自治会の役割としては、地域に基づき、地域のコミュニティとして自主的に組織された団体で、防災、防犯をはじめ、福祉や環境美化活動など、多岐にわたり活動している組織であります。 本来別々の機能を持つものですが、実際には、同一の組織として運営しているところが多数となっております。
				③区長をはじめ各区の役員の標準的運営マニュアル等を、市は作成しているか。(現在、当区は 1 年ごとの順番制で、区長によって運営にバラツキがあると感じる)	市から依頼している業務につきましては、新任の区長に対し、毎年度 5 月頃に開催しております「新任区長説明会」において、「区長業務の手引き」を配布しご説明しており、「区長業務の手引き」の中に、区規約の作成例、収支決算報告書の作成例は記載しておりますが、区が自主的に行っている活動等や役員の選出方法などに関するマニュアルは各区で実情が異なるため作成しておりません。
			消防総務課	④各区において、消防団員費（当区は年額 2, 000 円）を徴収しているが、徴収根拠を教示願いたい。	消防団は、市の条例に沿って設置・運営される組織であり、業務に必要な費用は、市が負担しています。しかしながら、消防団はその本来の業務に加え、地域社会に根差した様々な活動を行うことがあります。消防団員費は、これらの活動に対する支援や慰労を目的として、消防後援会や自治会などの任意団体が地域住民から自発的に徴収するものと認識しております。
				⑤同じく消防団員費の会計処理等について、市はどのように関与しているか。	消防団員費の会計処理に市が直接関わることはございませんが、分団が受領した金銭に関しては、透明性と公正性の確保が重要であるため、各分団長には地域住民への会計報告の徹底を促しております。
				⑥消防団員費の使途等の内容について、市として市民への理解活動等はどのように関与、周知を図っているか。(以前、区長を務めていた時、常設消防があるのに消防団員費を負担するのは、税金の二重取りと拒否されたことがあるため、確認したい)	消防団員費の使途等に関する地域住民への理解促進は、消防後援会や自治会と地域の消防分団が行うべき事項だと認識しておりますので、市としては関与いたしません。

資料番号	ページ数	実施項目	担当課	御意見等	回答
資料 3	1 5 ページ	地域子育て支援センター事業の外部委託	子ども福祉課	⑦地域子育て支援センター事業について 当組織の事業目的、委託先の組織形態及び年間委託費について、教示願いたい。	○事業目的 子育て中の親子が気軽に集い、子育てに対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供、親子の遊び場の提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うこと。 ○委託先等 笠間市児童館（子育て支援センターかんがる一業務含む）※児童館は指定管理 指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間） 指定管理料 150,505,000 円（5 年間） 内訳 R2 年度 29,301,000 円 R3 年度 29,765,000 円 R4 年度 30,240,000 円 R5 年度 30,298,000 円 R6 年度 30,901,000 円 子育て支援センターみつばち 委託先 学校法人大成学園 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（3 年間） 委託料 14,986,800 円（年間 4,995,600 円） ○子育て支援センターくりのこの民間委託 現在、市が直営しているが、今年度中にプロポーザルを実施し、計画どおり令和 6 年度から民間委託を開始する予定である。